

# 平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために 必要な特別措置に関する法律案【万博特措法】の概要

## 1. 背景

- 平成30年11月に行われた国際博覧会条約締約国の投票によって、日本が平成37年に開催される国際博覧会の開催国になることが決定。平成37年の開催に向けて、早急に準備を進める必要がある。

## 2. 法律の概要

- 平成37年に開催される国際博覧会が国家的に特に重要な意義を有することに鑑み、国際博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会推進本部の設置及び基本方針の策定並びに博覧会協会の指定等について定めるとともに、国の補助、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措置を講ずる。

## 3. 措置事項の概要

### (1) 博覧会協会の指定等

- ・経済産業大臣は、博覧会の準備及び運営に係る業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、**「博覧会協会」として指定**することができるものとする。
- ・博覧会協会の業務を定めるとともに、博覧会協会は、経済産業大臣に対し、**事業計画書等を提出**するとともに、**役員の選任又は解任をしたときは、その旨を届け出**なければならないものとする。
- ・経済産業大臣は、博覧会協会に対し、その業務等に関し、**必要な報告をさせる**とともに、**監督上必要な命令**をすることができるものとする。



### (2) 博覧会の円滑な準備及び運営のための支援措置等

- ・国は、博覧会協会に対し、**博覧会の準備又は運営に要する経費**について、予算の範囲内において、その**一部を補助**することができるものとする。
- ・**寄附金付郵便葉書等**を、博覧会協会が調達する博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として**発行**することができるものとする。
- ・博覧会の準備及び運営を支援するため、博覧会協会の要請に応じて**博覧会協会に国の職員を派遣**できるものとし、国家公務員共済組合法、国家公務員退職手当法等の特例等、国の職員の派遣に関し必要な規定を整備するものとする。

### (3) 国際博覧会推進本部の設置

- ・B I E（博覧会国際事務局）総会が博覧会の登録を承認し、我が国が各国への参加招請を本格化する時期（2020年半ば頃の予定）から、博覧会の準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進を一層図るため、内閣に**基本方針の案の作成及び基本方針の実施の推進**等を担う**「国際博覧会推進本部」**を置く。
- ・本部が置かれている間、**専任の大臣**を置く。※公布から2年を超えない範囲内の日に施行。

## 4. 関連スケジュール

- |                    |                                                      |
|--------------------|------------------------------------------------------|
| <2019年> 法公布後1ヶ月内   | 施行 ⇒ 博覧会協会の指定等                                       |
| <2020年> 5/3        | 登録申請書の博覧会国際事務局（BIE）への提出期限                            |
| 6月又は11月（P）         | BIE総会での登録申請書の承認（計画段階から実行段階へ）<br>⇒ 国際博覧会推進本部及び専任大臣の設置 |
| <2025年> 5/3 - 11/3 | 国際博覧会開催                                              |